

懲戒処分の公表基準

令和 6 年 3 月 22 日

福島県教育委員会

福島県教育委員会が、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合は、原則として次の基準により公表する。

1 公表対象

公表の対象は、地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）とする。

2 公表内容

(1) 公表する内容は、次のとおりとする。

- ア 被処分者に関する校種又は本庁機関・出先機関の別
- イ 被処分者の職名（校長、教頭、教諭等、個人が特定されない範囲）
- ウ 地区名（管轄教育事務所による区分）
- エ 年代
- オ 性別
- カ 事件の概要（個人情報等を除く。）
- キ 処分内容
- ク 処分年月日

(2) 収賄、詐欺、横領、わいせつ行為、飲酒運転等重大な非違行為に対する懲戒処分で、免職若しくは停職 12 月の場合又は既に警察により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名、年齢及び所属を公表するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)について、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため特別な配慮が必要な場合又は教育的配慮が必要な場合には、その一部について公表しない場合がある。

3 公表の時期及び方法

- (1) 原則として当該懲戒処分に係る教育委員会の会議終了後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、報道機関への発表又は資料提供により行うものとする。

4 適用期日

- (1) この基準は、令和 6 年 3 月 22 日から適用する。
- (2) この基準の適用日前にした行為に対する懲戒処分の公表については、なお従前の例による。